

## インフォメーション

## 税務職員を募集しています

税務職員は、人事院が実施する国家公務員職員採用試験の最終合格者の中から採用されます。

平成25年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

■試験の程度：高校卒業程度

■受験資格：高卒見込の者及び高卒後3年を経過していない者

■申込受付期間：

①インターネット

6月24日(月)～7月3日(水)

<http://jinji-shiken.go.jp/juken.html>

②郵送又は持参

6月24日(月)～6月28日(金)

人事院北海道事務局

(〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 電話011-241-1248)

■第1次試験：9月8日(日)

問い合わせ先

札幌国税局人事第2課採用担当

電話 011-231-5011

稚内税務署総務課

電話 0162-33-1155

### 6月1日～10日は 電波利用環境保護周知 啓発強化月間です

～「STOP!不法電波、あなたの無線機、  
技適マークついてる?」～

電波は、携帯電話や人命・財産を保護する防災無線など社会生活に不可欠なものです。不法無線局は重要無線通信やテレビ放送へ妨害を与えるなど、社会的な問題を発生させています。

電波の利用には原則として免許が必要です。また、特定小電力トランシーバー、無線LAN機器などの無線機を購入するときは、必ず「技適マーク」が付いているか確認してください。技適マークの付いていない外国規格等の製品をそのまま国内で使用することは、法律で禁止されています。

=問い合わせ先=

北海道総合通信局 (札幌第1合同庁舎内)

不法無線局、混信・妨害等

電話 011-737-0099

テレビ・ラジオの受信障害

電話 011-737-0033

電話、インターネットに関する相談

電話 011-709-3956

電波利用料

電話 011-709-6000

その他行政相談

電話 011-709-3550

[電話受付時間 8:30～12:00、  
13:00～17:00(土・日・祝日除く)]

電子メール

[Soudan-hokkaido@soumu.go.jp](mailto:Soudan-hokkaido@soumu.go.jp)

ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>

### 6月は「外国人労働者 問題啓発月間」です

就労を目的として入国、在留する外国人は年々増加していますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

①就労が認められる在留資格であること。

②雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと。

③社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと。

なお、厚生労働省では雇用対策法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

■問い合わせ先

ハローワーク稚内

電話 0162-34-1120